担当部課	政策経営部企画課		
 分類番号	Ⅲ-3-0 1		枝番号
万) 知 俄 方		ш-3-01	1
公約の内容	〇区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。		
実現に向けた	区分	期間を区切って(概ね令和5年度までの間に)こ	これまでの取組の
仕分け	В	検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの 	
P	<mark>へ</mark> Cにt	せかけた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	区立施設再編整備計画の取組の内、児童館再編や編については、既に再編の取組を進めた地域の利存施設の利用者等の声を、意見交換会やアンケーより聴取し、それを踏まえて今後の方針を決定す	利用者の声や、既 -トなどの手法に
	期間	令和4年8月~令和5年7月	
区民等の意見聴取	方法	既存施設の所管課を中心として、既に再編整備でめ、施設利用者向けに意見交換会や、幅広く区別ンケートなどを実施し、意見を聴取する。また、踏まえて区立施設再編整備計画を見直す際にも、ントや住民説明会などにより、意見を聴きながら	民を対象としたア そうした意見を パブリックコメ
	時期	令和4年8月~令和5年7月	
予算措置	内容	アンケートや意見交換会等の実施に当たり、必要 (郵送料) やファシリテーターの業務委託費なる 要となる。	
	時期	令和5年度	
	題名		
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容	特になし	
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】区立施設再編整備計画 【内容】基本方針や、児童館再編、ゆうゆう館 の修正を必要に応じて行う。	再編などの考え方
	時期	令和5年度(予定)	
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容	早期の対応が必要な区立施設再編整備計画に関す 施事業等については、別途検討・調整を行う。	する令和4年度実

担当部課	都市整備部拠点整備担当		
<u> </u>	Ⅲ-3-01 枝番号		
分類番 号 L	-02		
公約の内容	○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。 ○駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしてしまいます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者とていねいに話し合い、反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。		
実現に向けた	区分	 期間を区切って(概ね令和5年度までの間に)。	これまでの取組の
仕分け	В	検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの 	
P	<mark>~</mark> Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	西荻窪駅周辺まちづくりでは、現在まで、懇談ま ミーティング、オープンハウスで住民との意見3 形成を図ることを考えてきた。今後、住民との1 について、他自治体の先進事例の研究や専門家1	交換会を行い合意 合意形成の図り方
	期間	9月ごろまで	
区民等の意見聴取	方法	区民等への意見聴取の方法の見直しのため。	
	時期		
予算措置	内容		
	時期		
	題名		
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容		
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画 施策 4 【内容】西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定時類	期の変更
	時期		
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容	都市計画道路補助132号線の進捗に合わせて、 を調整する。	懇談会等の開催

担当部課	都市整備部鉄道立体担当		
		Ⅲ-3-01	枝番号
分類番号		ш—3—0 1 —02	ΛН,
公約の内容	れていな 〇駅前再 てしまい す。地域	設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、いものはいったん停止し、抜本的に見直します。 開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題な住民や関係者とていねいに話し合い、反対意見が強く直します。	ちをバラバラにし ど環境も悪化しま
÷τ□1-+1+-	区分	【西武新宿線沿線まちづくり】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
実現に向けた 仕分け	対象外	ビジョンにおいて直接本事業に対する記載がなため区長レクの際に事業の経過と今後の対応についる、特に課題や検証を求められなかったため、対	いて説明したとこ
P.	v~Cに仕	±分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法		
	期間		
区民等の意見聴取	方法		
	時期		
予算措置	内容		
	時期		
	題名		
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容		
行政計画 への反映	計画名内容	【計画名】 【内容】	
	時期		
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容		

担当部課	都市整備部都市計画道路担当			
分類番号	Ⅲ-3-01 -02 枝番号			
公約の内容	〇区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。			
実現に向けた 仕分け	区分 B	――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
A	~Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)		
実現に向けた 検証・検討等	方法	あらためて地元住民等の意見を把握するための実施または、停止した場合それぞれの課題を精えなお、補助221号線の事業認可取得後に行うべき判断については8月中、その他の見通しについとする。	査し、検討する。 諸々の手続きの	
	期間	9~12月頃を目指して調整する。		
区民等の意見聴取	方法	・アンケート調査 ・地元商店会長、町会長など地元キーマンとの区長面談 ・区長と話す会(学校PTA、障害者団体等分野別座談会) ・有識者を招いたシンポジウム ・説明会(オープンハウス形式・集会形式)		
	時期	9~12月頃を目指して調整する。		
予算措置	内容	アンケート実施については業務委託費が必要なたの執行残等での執行(もしくは流用)を財政課でる。		
	時期	8月		
	題名			
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容			
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区基本構想、総合計画・実行計成本方針 【内容】仮に事業を停止すると判断した場合には 正する必要がある。	_,,,,,	
	時期			
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容	仮に、抜本的に都市計画道路事業を見直す場合 線において既にいくつもの用地を取得している 社、区議会、国や都との調整が必要となる。		

担当部課	都市整備部拠点整備担当 政策経営部事業調整担当		
分類番号		Ⅲ − 3 − 0 1	枝番号
公約の内容		設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、 いものはいったん停止し、抜本的に見直します。	住民の合意が得ら
実現に向けた 仕分け	区分 B	期間を区切って(概ね令和5年度までの間に) 検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの	これまでの取組の
A	~ C に f	±分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりについては、 運営法人3者の協定に基づき、個人共同施行者 係権利者の同意を得ながら事業を進めており、 られないため、3者の代表者が意見交換する場 今後について関係者間で話し合いを行い、必 る。	としてその他の関 区の一存ではやめ を設定するなど、
	期間	令和4年10月まで	
区民等の意見聴取	方法	まちづくり計画や地区計画を策定する際には、 リックコメントなど、地域の方々からの意見を 成を図ってきたものの、今後の取組について区 や意見聴取の在り方を検討し、結果に基づき必 る。	聞きながら合意形 民等への情報公開
	時期		
予算措置	内容	上記検討及び検討結果に基づく対応において予定 る可能性があるものの、現時点では要否も含め	
	時期		
	題名		
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容		
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】	
	時期		
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容	○ゼロカーボンシティの実現に向けて、阿佐ヶちづくり事業全体における二酸化炭素の排出量に 指示を受け、環境部局と連携を図り以下についる新築建築物のZEB化の検討 □建設に伴う二酸化炭素排出量の試算 □樹木の二酸化炭素吸収量の試算 ○公民連携まちづくりについて、今年度構築するシットフォームの組織や構成、募集方法など上意見聴取欄に記載した事項と合わせて検討を行	の算出が必要との て検討を行う。 る予定のエリアプ 記、区民意見等の

担当部課	政策経営部企画課		
分類番号	Ⅲ-3-03 枝番号		枝番号 1
公約の内容	〇官民パートナーシップやPFIを区民・文化施設、交通、福祉、教育、保育、介護などの公共サービスの運営に持ち込みません。現存する指定管理者制度による契約については、丁寧に検証します。		
実現に向けた 仕分け	区分 B	期間を区切って(概ね令和5年度までの間に)こ 検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの	これまでの取組の
	<mark>〜</mark> Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	別紙のとおり、区長の確認を受けながら進めてい	· \
	機関	_	
区民等の意見聴取	方法	別紙のとおり、区長の確認を受けながら進めてい	· \
	時期	_	
予算措置	内容	外部委託による調査を行う場合、令和4年度補正和5年度当初予算による予算措置が必要	E予算対応又は令
	時期	令和4年度補正予算又は令和5年度当初予算	
	題名	指定管理者制度の手引き	
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容	必要な内容を反映させる。	
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】区政経営改革推進企画 【内容】(方針1)民営化・民間委託等の推進	
	時期	令和4年度の改定作業で反映	
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容		

指定管理者制度に係る検証の進め方について

「公の施設」の管理運営の歴史

< 「公の施設」を管理運営していた運営者協議会(運協)>

- ○S62以降、地域集会施設の管理運営を運協が担ってきた。
- ○一方で、社会環境の変化に合わせた運協のあり方を見直すべきという問題意識の下、運協と区は「あり方検討員会」を設置し、議論を深めた(H12年度,H20年度。以下、報告書の抜粋)
 - ✔ (H12) <u>運協の委員が施設運営に日常的に携わるのは困難</u>。運協は自主 事業に専念しコミュニティ活動の促進に力を発揮することを期待
 - ✔ (H20) 施設の管理運営が運協から区に移管され、民間の受託者がきめ 細かい管理を行っており、運協の負担は大幅に軽減された
 - ✔ (H12,20) 委員選出に困難をきたし、各運協で欠員が発生

〈平成15年地方自治法改正〉

○民間事業者にも「公の施設」の管理を任せることができるようになり、全国的に指定管理者制度が導入

指定管理者制度の導入

- ○H16以降、指定管理者制度を導入(**※区民センターはH24~)**
- ○導入時に段階的なチェックを行い、導入後も効果的な運営 が行われるようPDCAサイクルの活用

導入 検討

方針

決定

選定

議決

導入

- …導入による効果、リスク分担、災害時対応等の確認※
 - ※「指定管理者制度の手引」に沿った確認
- …政策調整会議・経営会議で「導入方針」の意思決定
- …プロポーザル選定委員会で指定管理者候補者の選定
- …議会の議決を経て、契約等の手続き

…導入後もモニタリング※を通じて、事業の管理・監督

※ 区民サービスの向上、業務の効率化、労働者の労働条件 等

検証の進め方

(1)検証の視点

区民満足度、導入により付加されたサービス、コスト比較等

- (2) 検証の対象 / 一例: 区民センター、スポーツ施設、図書館
 - ①全37施設 / ②カテゴリーごとに1施設 / ҈③スケジュール順

(3)検証の手法

現指定管理期間の終期が早い順

- ①職員・運営事業者による検証
- -1…調査項目を企画課で設定し、区全体での情報収集
- -2…ヒアリング等の実施
 - ○施設の利用者
 - ○指定管理から転換を図った場合に想定される担い手 等 (例:町会・自治会、PTA)
- ②外部委託 (コンサル等) による調査・検証
- $-1 \cdots 「①-1」で職員が収集した情報の分析$
- -2…外部委託先によるヒアリング等の実施

(4) スケジュール(案)

令和4年度…職員による検証の実施

令和5年度…外部委託による調査・検証を行う場合は、 令和4年度補正予算または令和5年度予算で 予算措置する必要がある。

その他

〇以下2施設の状況について

- ・セシオン杉並…令和4年2定で議決を受け、令和5年度 から指定管理者を導入することが決定済み
- · 荻窪三庭園 ((仮称) 荻外荘・角川庭園・大田黒公園)
- …令和6年度の(仮称)荻外荘の開園に向け、都市整備部 にて、今後の進め方を検討中

担当部課	政策経営部企画課		
分類番号	Ⅲ-3-03 枝番号 2		
公約の内容	○区立施設の運営は行政と住民のパートナーシップで、より開かれた透明性の高 い利用者協議会を設置し、利用者と共に話し合い使い勝手のよい区民施設を運営 します。		
実現に向けた 仕分け	区分 C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行	行うべきもの
A	〜Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うる	こととする。
	機関	_	
区民等の意見聴取	方法	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこ	こととする。
	時期	_	
予算措置	内容	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこ	こととする。
	時期	_	
	題名	_	
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこ	こととする。
行政計画 への反映	計画名内容		
	時期	_	
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容		

担当部課	総務部区政相談課		
分類番号	Ⅲ-3-04		八田·万
公約の内容	〇住民自治の手法の一つとして、住民が個人でも団体でも直接区長と話ができる制度・時間を新設します。		
実現に向けた	区分	 令和4年度中または令和5年度当初から実現でる	キスナの
仕分け	Α		
P	、~Cにt	とかけた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	①令和4年9月3日に区政を話し合う会「聴ってング」を開催。②区長と20名程度の区民がテース課題について話し合う。第1回目のテーマは「本の居場所づくり」(主管課;児童青少年課)。本会め4回、令和5年度は、8~10回の開催を	マを決めて区政の ジ並らしい子ども 令和4年度は今回
	期間	令和4年7月11日~	
区民等の意見聴取	方法	対象者:①18~75歳の無作為抽出区民2,000名②ミーティング参加を申し込んだ区内在住18歳以。参加者の選出方法:上記対象者①②のミーティン中から抽選で20名を選出。 区民意見聴取方法:(1)上記対象者①に参加案内調査を実施する。(2)上記対象者②から参加申込てもらう(3)ミーティング参加者から当日の話し見を聴取する。	上の区民 ング参加申込者の 時にアンケート 時に意見を書い
	時期	参加者募集時及び会議開催時	
予算措置	内容	(R5)予算額 ※参加人数20名(1回につき5名増) 年度より5回増)の場合 ¥5,037,390(R4予算比 +¥2,771,665)	開催回数10回(今
	時期	令和5年度当初予算	
	題名	杉並区区政を話し合う会運営要綱	
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	内容	・内容の改正(令和4年8月1日施行予定) ・参加者の募集、参加者の決定について改正。	
行政計画 への反映	計画名内容時期	【計画名】杉並区区政経営改革推進計画 杉並區 【内容】修正等不要	区協働推進計画
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容		

担当部課	都市整備部杉並土木事務所 土木管理課		
分類番号	Ⅲ-3-05 <u>枝番号</u> 1		
公約の内容	〇路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。		
実現に向けた 仕分け	区分 C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行	行うべきもの
A	、~Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	道路は本来、一般交通の用に供されるものであり来の目的である。ただ、特別な使用方法として、道等のライフライン等の限られた占用や、警察はよる交通規制がある。道路での路上営業等の行為一定空間の確保等や所轄警察署の許可等が必要で店舗と沿道(地元)住民」による合意形成もよ尚、区長の指摘箇所は、以前から不正使用が甚がについて1,000筆を超える署名が集まったよ	電柱、ガス、水 の道路使用許可に 為も通行のための であり、また、 必要となる。 だしく、その是正
	期間	令和6年以降。	
区民等の意見聴取	方法	〇当該道路沿道店舗と沿道(地元)住民。	
	時期	令和6年迄。	
予算措置	内容		
	時期		
┃ 例規等の整備	題名	道路法、杉並区区有通路条例、道路交通法	
(条例・規則・要綱など)	内容	・道路などの使用について。	
行政計画 への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】	
	時期		
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容	区道等の使用については、区が所管する道路法だ警察署が所管する「道路交通法」の許可が必要でまた、店舗などの特定の事業者が、恒常的に道路の許可は認められていない。しかし、商店街などがイベント等で道路を使用で通法による「交通規制」を実施する場合もある。住民などとの合意が必要とされる。	である。 路を使用する場合 する場合は道路交

担当部課	都市整備部みどり公園課		
分類番号	Ⅲ-3-05 枝番号 2		
公約の内容	〇路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。		
実現に向けた 仕分け	区分 C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行	テうべきもの
A	~Cにt	t分けた公約の実現に向けた取組(プロセス等)	
実現に向けた 検証・検討等	方法	都市公園法において都市公園内に設置できる公園の効用を全うするため」の施設として限定列等市公園内で自由な商売活動する法体制となっていめ、都市公園内において自由な商売活動を行うのなる都市公園法自体の改正が必要となる。	挙されており、都 いない。そのた
	期間	令和6年以降	
区民等の意見聴取	方法	公園利用者、周辺住民、事業者	
	時期	令和6年まで	
予算措置	内容		
	時期		
例規等の整備 ^(条例・規則・要綱など)	題名 内容	公園施設	
行政計画 への反映	計画名内容	【計画名】 【内容】	
	時期	 都市公園法を所管する国土交通省との調整が必勢	要となる
その他公約実現に 向け調整を要する点 (ex. 国·都等との調整など)	内容		